

公益社団法人 とめ青年会議所 慶弔見舞金支給規程

第1条 本会議所の定める慶弔見舞金については本規定による。

(祝い金)

第2条 正会員が結婚する際は、結婚祝い金10,000円を支給する。ただし支給は1回限りとする。

(見舞金)

第3条 正会員が傷病により1週間以上入院の場合、見舞金5,000円を支給する。

第4条 正会員が火災、その他不測の災害を被り損害を受けた際は、次の通り見舞金を支給する。

- 2 正会員の居住する住宅及び事業所が全壊全焼、またはこれと同等の被害を被った場合、見舞金30,000円を支給する。
- 3 正会員の居住する住宅及び事業所が半壊半焼、またはこれと同等の被害を被った場合、見舞金20,000円を支給する。
- 4 前項に及ばない程度の被害の場合、程度に応じて理事長判断により金額を決定する。ただし、その際は理事会にて報告するものとする。

(弔慰金)

第5条 正会員が死亡した際は、30,000円の弔慰金を支給し、あわせて弔花を供える。

第6条 正会員とその父母、配偶者、子及び兄弟、姉妹、祖父母が死亡した際は、次の弔慰金を支給する。

- 2 配偶者、子及び父母の場合、10,000円を支給し、あわせて弔花を供える。
- 3 兄弟、姉妹、祖父母の場合、5,000円を支給し、あわせて弔花を供える。

第7条 特別会員本人、家族及び賛助会員本人(団体代表者)が死亡した場合、弔慰金5,000円を支給し、あわせて弔花を供える。

附 則

本規程は、平成26年1月16日より施行する。